

探偵業法の一部改正について

- 1 法改正施行日
令和6年4月1日（月）
- 2 主な改正内容
 - (1) 届出証明書の廃止
届出証明書（交付・再交付・書換）の廃止
 - (2) 標識の掲示
届出をしたことを示す、下記標識を、営業所の見やすい場所に掲示することとされます。（標識の様式を規定）
 - (3) 標識を事業者のウェブサイトに掲載
なお、下記のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの標識の掲載は除外となります。
ア 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
イ 当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合
- 3 標識について
 - (1) 標識は、A4の用紙で作成してください。
 - (2) 向きは、縦でも横でも構いません。
 - (3) 文字及び枠線は黒色、地は白色です。
 - (4) 所在地欄には、主たる事務所の所在地を記載してください。
- 4 ウェブサイトへの標識の掲載方法（あくまでも一例です。）
 - (1) 「標識はこちら」等と表示して、PDF等に変換して標識データを表示させる方法
 - (2) トップページに、標識を縮尺表示したものを表示する方法

問い合わせ先

広島県警察本部

生活安全総務課 営業第二係

082-228-0110（内線 3038-3040）